第 46 回　知的財産管理技能検定

１級　実技試験

コンテンツ専門業務

（はじめに）
すべての問題文の条件設定において，特に断りのない限り，他に特殊な事情がないものとします。また，各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え，同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。
特に日時の指定のない限り，2023年５月１日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part Ⅰ

出版社Ｘ社は，昨年，小説家丙を作者とするファンタジー小説Ａを出版した。小説Ａの冒頭部分の一節（この部分をＣ部分という。）は，その独特の世界観を体現した名文として有名になった。その効果もあって小説Ａは昨年のベストセラー第１位となった。その後，Ｘ社は丙から，出版社Ｙ社が今年に入って出版した漫画Ｂが小説Ａを剽窃したものであるから漫画Ｂの販売をやめさせたいとの要望を受けた。漫画Ｂは漫画家丁を作者とするものであり，丙によると，漫画Ｂの世界観は小説Ａの世界観に酷似しており，また，漫画Ｂの中にはＣ部分に変更を加えたものと思われるＤ部分が登場しているとのことである。さらに，Ｙ社は漫画Ｂの絵柄をプリントしたＴシャツの販売も行っているため，丙としてはこのＴシャツの販売についてもやめさせたいとの意向を有している。**問１～問２**に答えなさい。

問１

この丙からの要望について，Ｘ社の法務部の部員甲と部員乙が検討している。甲と乙の会話（１）～（３）における乙の発言について，（イ）内在する課題（問題点）があるかないか，（ロ）その理由を検討しなさい。

（１）　甲　「著作権侵害が成立するには依拠性が必要となりますよね。小説Ａは昨年のベストセラーであることからすると，依拠性は認められる可能性が高いと考えてよいですか。」
　　乙　「小説Ａが昨年のベストセラーであることや，小説Ａと漫画Ｂに類似点が多いことからすると，丁が小説Ａを知らないということは通常考えられませんし，仮に知らなかったとしても過失があることは明らかです。このようなことからすると依拠性は認められると考えてよいでしょう。」
（２）　甲　「漫画Ｂに含まれるＤ部分はＣ部分に変更を加えたものであると思われるということです。このＣ部分の変更は複製権又は翻案権のどちらの侵害になりますか。」
　　乙　「Ｃ部分に変更が加えられていることから，複製権侵害ではなく翻案権侵害になることは明らかです。」
（３）　甲　「では，Ｔシャツ販売に対する請求についても検討したいと思います。このＴシャツは漫画Ｂの絵柄をプリントしたものですが，絵柄は漫画Ｂを創作するにあたって作成されたものです。そもそもＸ社は『言語の著作物』である小説Ａについての著作権を有しているだけで，漫画Ｂの絵柄については何の権利も有していないのではないですか。」

乙　「たしかに，絵柄には小説Ａの創作性は及んでいないと考えると論理的にはそのようにも考えられます。しかし一方で漫画の絵柄について，絵の創作には関与していない原作者の権利が及ぶことを認めた最高裁判例もあるので，Ｘ社としてはこの判例を根拠に権利主張することも考えられます。」

問２

Ｙ社は，Ｘ社がＹ社に対して，小説ＡやＣ部分に関する翻案権等の侵害を根拠に漫画Ｂの出版及びＴシャツの販売の差止め並びに損害賠償を求めることとした内容が記載された内容証明郵便を受け取った。その対応について，次の裁判判旨（出題のため一部変更している。）を参考にして，Ｙ社の法務部の部員戊と部員己が検討している。（１）～（３）の己の発言の下線部について，（イ）内在する課題（問題点）があるかないか，（ロ）その理由を検討しなさい。

裁判判旨（抜粋）

「江差追分事件」（最高裁平成１３年６月２８日判決）

（ⅰ）言語の著作物の翻案（著作権法第２７条）とは，既存の著作物に依拠し，かつ，その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ，具体的表現に修正，増減，変更等を加えて，新たに思想又は感情を創作的に表現することにより，これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

（ⅱ）そして，著作権法は，思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（同法第２条第１項第１号参照），既存の著作物に依拠して創作された著作物が，思想，感情若しくはアイデア，事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において，既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には，翻案には当たらないと解するのが相当である。

戊　「丁に確認したところ，依拠性を否定するのは難しそうです。そこで，依拠性があることを前提に，Ｘ社に反論できないか検討したいと思います。翻案権侵害の成否については江差追分事件最高裁判決があるので，これを参照しつつ検討しましょう。まず判旨（ⅱ）部分を利用して何か反論できませんか。」

己の発言１　「江差追分事件最高裁判決の判旨（ⅱ）の部分は，既存の著作物に依拠して創作された著作物が，表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には翻案には該当しないと述べています。①よって，Ｄ部分が，Ｃ部分の創作性のない部分とのみ同一性を有している場合は，翻案権侵害にはなりません。」

戊　「小説Ａは独特の世界観が評価され，多くのファンを有している作品です。具体的には，世界の成り立ちやその世界の文化，キャラクター等，多くの設定がオリジナリティにあふれています。漫画Ｂを小説Ａと比較してみたところ，これらの設

定に共通している部分が多々あります。このことからすると，漫画Ｂは小説Ａを翻案したものではないとの反論は難しいですか。」

己の発言２　「②たしかに，それらの設定が共通している場合には複製又は翻案に該当してしまいそうですので，江差追分事件最高裁判決の判旨（ⅱ）の観点からの反論は難しいと思います。」

戊　「では，他の反論も検討しましょう。判旨（ｉ）部分を利用して何か反論できませんか。」

己　「判旨（ｉ）は，判決の読み方によって捉え方が異なります。まず，判旨（ｉ）における『本質的な特徴』とは，既存の著作物における『創作性のある部分』と同じ意味であると読む場合には，Ｄ部分がＣ部分を翻案したものであるか否かは，両者の間に創作的表現の共通性があるか否かにより決まります。一方，判旨（ｉ）の『本質的な特徴』には，既存の著作物における『創作性のある部分』とは異なる意味があると読む場合には，例えば，漫画Ｂのある程度まとまりのある部分を見たときに，Ｃ部分の創作的表現が漫画Ｂの中に埋没してしまい，Ｃ部分の表現上の本質的な特徴を直接感得することができない状態になる可能性が生じます。」

戊　「なるほど。それでは，Ｘ社に反論したいＹ社としては，いずれの考え方をとるべきですか。」

己の発言３　「③Ｘ社から差止め等の請求を受けているＹ社としては前者の考え方をとるべきです。」

（１）　己の発言１の下線部①

（２）　己の発言２の下線部②

（３）　己の発言３の下線部③

Part Ⅱ

作家甲は，自身の小説の著作物「A」を出版社Y社から出版するにあたり，次の出版契約を２０２３年１１月１日付で締結した。株式会社X事務所は，甲の著作権の委託管理を行っている甲の個人事務所（代表者は甲ではなく，甲はその業務には関与していない。）である。なお，著作物「A」の著作権登録及び本契約に基づく出版権の登録は行われていないものとする。また，出版社Y社は本出版物の複製利用を一般社団法人出版者著作権管理機構（ＪＣＯＰＹ）に委託した。**問３～問５**に答えなさい。

出版契約

株式会社X事務所（以下「X」という。）とY社（以下「Y」という。）とは，甲の著作物である「A」（以下「本著作物」という。）に係る出版その他の利用等につき，以下のとおり合意する。

第１条（出版権の設定）

（１） Xは，本著作物の出版権をYに対して設定する。

（２） Yは，本著作物に関し，日本を含むすべての国と地域において，第２条第１項第１号から第３号までに記載の行為を行う権利を専有する。

（３） Xは，Yが本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

第２条（出版権の内容）

（１） 出版権の内容は，以下の第１号から第３号までのとおりとする。なお，以下の第１号から第３号までの方法により本著作物を利用することを「出版利用」といい，出版利用を目的とする本著作物の複製物を「本出版物」という。

① 紙媒体出版物（オンデマンド出版を含む。）として複製し，頒布すること

② ＤＶＤ－ＲＯＭ，メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む。）に記録したパッケージ型電子出版物として複製し，頒布すること

③ 電子出版物として複製し，インターネット等を利用し公衆に送信すること（本著作物のデータをダウンロード配信すること，ストリーミング配信等で閲覧させること，及び単独で，または他の著作物と共にデータベースに格納し検索・閲覧に供することを含むが，これらに限られない。）

（２） 前項第２号及び第３号の利用においては，電子化にあたって必要となる加工・改変等を行うこと，見出し・キーワード等を付加すること，プリントアウトを可能とすること，及び自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。

（３） Xは，第１項（第１号についてはオンデマンド出版の場合に限る。）の利用に関し，Yが第三者に対し，再許諾することを承諾する。

（次ページに続く）

第３条（Ｘの利用制限）

（１）　Ｘは，本契約の有効期間中，本著作物の全部又は一部と同一若しくは明らかに類似すると認められる内容の著作物及び同一題号の著作物について，前条に定める方法による出版利用を，自ら行わず，かつ第三者をして行わせない。

（２）　前項にかかわらず，Ｘが本著作物の全部又は一部を，Ｘ自らのホームページ（ブログ，メールマガジン等を含む。またＸが所属する組織が運営するもの，あるいは他の学会，官公庁，研究機関，情報リポジトリ等が運営するものを含む。）において利用しようとする場合には，Ｘは事前にＹに通知し，Ｙの同意を得なければならない。

（３）　Ｘが，本契約の有効期間中に，本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には，Ｘは事前にＹに通知し，Ｙの同意を得なければならない。

第４条（著作物利用料の支払）

（１）　Ｙは，Ｘに対し，本著作物の出版利用に関し，別掲のとおり発行部数等の報告及び著作物利用料の支払を行う。

（２）　Ｙが，本出版物を納本，贈呈，批評，宣伝，販売促進，業務等に利用する場合（１００部を上限とする。），及び本著作物の全部又は一部を同様の目的で電子的に利用する場合については，著作物利用料が免除される。

第５条（本出版物の利用）

（１）　Ｘは，本契約の有効期間中のみならず終了後であっても，本出版物の本文印刷面を利用した印刷物の出版又は本出版物の電子データ若しくは本出版物の制作過程で作成されるデータの利用を，Ｙの事前の書面による承諾なく行わず，第三者をして行わせない。

（２）　前項の規定は，Ｘの著作権及びＸがＹに提供した原稿（電磁的記録を含む。）の権利に影響を及ぼすものではない。

第６条（権利許諾管理の委任等）

（１）　本著作物が以下の方法で利用される場合，Ｘはその権利許諾の管理をＹに独占的に委任する。

①　本出版物のうち紙媒体出版物の複製（複写により生じた紙媒体複製物の譲渡及びその公衆送信，ならびに電子媒体複製等を含む。）

②　本出版物のうち紙媒体出版物の貸与

（２）　Ｘは，前項各号の利用に係る権利許諾管理については，Ｙが著作権等管理事業法に基づく登録管理団体（以下「管理団体」という。）へ委託しその利用料を受領すること，及び管理団体における著作物利用料を含む利用条件については，管理団体が定める管理委託契約約款等に基づいて決定されることを，それぞれ了承する。

（３）　Ｙは，前項の委託によって，管理団体より本著作物の利用料を受領した場合は，別掲の記載に従いＸへの支払を行う。

第７条（著作者人格権の尊重）

Ｙは，本著作物の内容・表現又は書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には，予め著作者の承諾を得なければならない。

（次ページに続く）

第８条（発行の期日と方法）

（１）　Ｙは，本著作物の完全原稿の受領後９カ月以内に，第２条第１項第１号から第３号までの全部又はいずれかの形態で出版を行う。ただし，やむを得ない事情があるときは，ＸＹ協議のうえ出版の期日を変更することができる。また，Ｙが本著作物が出版に適さないと判断した場合には，Ｙは，本契約を解除することができる。

（２）　Ｙは，第２条第１項第１号及び第２号の場合の価格，造本，製作部数，増刷の時期，宣伝方法及びその他の販売方法，ならびに同条同項第３号の場合の価格，宣伝方法，配信方法及び利用条件等を決定する。

第９条（贈呈部数）　（略）

第１０条（増刷の決定及び通知義務等）

（１）　Ｙは，本出版物のうち紙媒体出版物の増刷を決定した場合には，予めＸ及び著作者にその旨を通知する。

（２）　Ｙは，前項の増刷に際し，著作者からの修正増減の申入れがあった場合には，Ｘと協議のうえ通常許容し得る範囲でこれを行う。

（３）　Ｙは，オンデマンド出版にあっては，著作者からの修正増減の申入れに対しては，その時期及び方法についてＸと協議のうえ決定する。電子出版物（パッケージ型を含む。）についても同様とする。

第１１条（改訂版・増補版等の発行）

本著作物の改訂又は増補等を行う場合は，ＸＹ協議のうえ決定する。

第１２条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は，契約の日から満５カ年とする。また，本契約の期間満了の３カ月前までに，ＸＹいずれかから書面をもって終了する旨の通告がないときは，本契約は，同一の条件で自動的に継続され，有効期間を３カ年延長し，以降も同様とする。

第１３条（契約終了後の頒布等）

（１）　Ｙは，本契約の期間満了による終了後も，著作物利用料の支払を条件として，本出版物を在庫（市中在庫を含む。）に限り販売することができる。

（２）　本契約の有効期間中に第２条第１項第３号の読者に対する送信がなされたものについて，Ｙ（第２条第３項の再許諾を受けた第三者を含む。）は，当該読者に対するサポートのために本契約期間満了後も，送信を行うことができる。

第１４条（締結についての保証）

Ｘは，Ｙに対し，本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

第１５条（内容についての保証）

（１）　Ｘは，Ｙに対し，本著作物が第三者の著作権，肖像権その他いかなる権利をも侵害しないこと及び，本著作物につき第三者に対して出版権，質権を設定していないことを保証する。

（２）　本著作物により権利侵害などの問題を生じ，その結果Ｙ又は第三者に対して損害を与えた場合は，Ｘは，その責任と費用負担においてこれを処理する。

（次ページに続く）

第１６条（二次的利用）

本契約の有効期間中に，本著作物が翻訳・ダイジェスト等，演劇・映画・放送・録音・録画等，その他二次的に利用される場合，Ｘはその利用に関する処理をＹに委任し，Ｙは具体的条件についてＸと協議のうえ決定する。

第１７条（権利義務の譲渡禁止）

Ｘ及びＹは，本契約上の地位並びに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡し，または担保に供してはならない。

第１８条（不可抗力等の場合の処置）　（略）

第１９条（契約の解除）

Ｘ又はＹは，相手方が本契約の条項に違反したときは，相当の期間を定めて書面によりその違反の是正を催告し，当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部又は一部を解除することができる。

第２０条（秘密保持）　（略）

第２１条（個人情報の取扱）　（略）

第２２条（契約内容の変更）　（略）

第２３条（契約の尊重）

ＸＹ双方は，本契約を尊重し，解釈を異にしたとき，または本契約に定めのない事項については，誠意をもって協議し，その解決にあたる。

第２４条（著作権等の侵害に対する対応）

第三者により本著作物の著作権が侵害された場合，または本契約に基づくＸ又はＹの権利が侵害された場合には，ＸＹは協力して合理的な範囲で適切な方法により，これに対処する。

（別掲）著作物利用料等について

（以下略）

問３

小説「Ａ」の発売後，小説「Ａ」が出版社W社主催の文学賞を受賞し，W社は同作品を同社が発行する雑誌に再録することを甲に打診し，甲はＸ事務所を通してそれに同意した。これに対するＹ社の考え（１）～（３）について，著作権法，本契約の条項及びその趣旨の観点から，（イ）内在する課題（問題点）があるかないか，（ロ）その理由を検討しなさい。

（１）　Ｙ社はＸ事務所に対して，再録を断るよう求めることができる。

（２）　Ｙ社はW社に対して，Ｙ社単独で小説「Ａ」を掲載した雑誌の出版差止めを請求することができる。

（３）　W社から小説「Ａ」を掲載した雑誌が発売された場合，Ｙ社はＸ事務所に対して，損害賠償を請求することができる。

問４

Ｙ社の対応（１）～（３）について，著作権法，本契約の条項及びその趣旨の観点から，（イ）内在する課題（問題点）があるかないか，（ロ）その理由を検討しなさい。

（１）　Ｙ社は，紙媒体の本出版物の増刷に際し，Ｘ事務所にのみ，その旨の通知をした。

（２）　Ｙ社は，第三者から本著作物が著作権を侵害しているとのクレームを受けたことに対し，本契約第１５条でＸ事務所がすべて責任を負うことになっていることを理由に，Ｘ事務所に連絡してほしい旨の回答をした。

（３）　Ｙ社は，Ｘ事務所から，日本国内在住の第三者による本著作物への「海賊」行為が確認されたため，Ｙ社に法的な対抗措置をしてほしい旨の依頼を受けたが，本著作物の著作権登録がなく出版権登録もされていないことを理由に，登録がなされるまでは法的な対抗はできない旨の回答をした。

問５

Ｘ事務所の行為に対するＹ社の考え（１）～（３）について，著作権法，本契約の条項及びその趣旨の観点から，（イ）内在する課題（問題点）があるかないか，（ロ）その理由を検討しなさい。

（１）　本出版物が発行された後，紙媒体の出版物が品切れで新本が入手困難となった状況において，Ｘ事務所が３カ月の猶予をもってＹ社に対し増刷を要請したにもかかわらずＹ社が増刷を行わないため，紙媒体の出版権限を引上げて他社で出版させる旨をＹ社に通知した。これに対し，Ｙ社は，電子書籍版が継続して配信されていることを理由として，出版権限の引上げについて争おうとした。

（２）　本契約が終了した後，Ｘ事務所が手許にあったＹ社発行の本著作物の紙媒体出版物の本文印刷面を複製したオンデマンド出版を他社で行おうとした。これに対し，Ｙ社は，Ｘ事務所の行為が著作権法に反するとして争おうとした。

（３）　本契約の有効期間中，Ｘ事務所が，あるカルチャースクールからの依頼により，甲を講師とする創作講座において紙媒体の本出版物を受講者の人数分複写して配布した。これに対し，Ｙ社は，Ｘ事務所の行為がＹ社の出版権侵害であるとして争おうとした。

【第46回知的財産管理技能検定】
【1級実技(筆記試験)】
番号　　正解

Part Ⅰ

問1	(1)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(2)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(3)	内在する課題(問題点)が「	ない 」
問2	(1)	内在する課題(問題点)が「	ない 」
	(2)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(3)	内在する課題(問題点)が「	ある 」

Part Ⅱ

問3	(1)	内在する課題(問題点)が「	ない 」
	(2)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(3)	内在する課題(問題点)が「	ない 」
問4	(1)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(2)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(3)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
問5	(1)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(2)	内在する課題(問題点)が「	ある 」
	(3)	内在する課題(問題点)が「	ある 」